

仕様書

1. 件名 三重県職員公舎（紀北寮、垣ノ内住宅）階段手すり設置業務
2. 作業場所 三重県尾鷲市泉町14-6番地 職員公舎 紀北寮
三重県尾鷲市泉町14-5番地 職員公舎 垣ノ内住宅
3. 作業目的
職員公舎共用階段に手すりを設置し、居住者の転倒防止及び安全性向上を図るため実施する。
4. 作業内容
既設階段壁面に手すりを設置する。
 - (1) 手すり設置
 - ・手すり設置作業 一式 4m×18本
 - ・支持金物取付
 - ・アンカー固定
 - (2) 付帯作業
 - ・必要最小限の下地補強
 - ・養生、清掃及び後片付け
5. 手すり仕様
 - ・材質：ホワイトアッシュ三層集成材または同等品
 - ・形状：丸型
 - ・径：φ35mm程度
 - ・設置高さ：踏面先端より約750～850mm
 - ・階段の昇降に支障のない位置に設置
6. 安全管理
 1. 作業時は転倒・落下防止措置を講じること。
 2. 居住者の通行に配慮し、安全を確保すること。
 3. 作業箇所は必要に応じ養生を行うこと。
7. 作業日時 担当者と協議のうえ決定する。
8. 見積条件
 - ・材料費、作業費、諸経費を含む総額見積とすること。
 - ・現地確認のうえ見積可とする。

9. 個人情報の保護

受注者は、三重県個人情報保護条例第13条の規定に基づき、個人情報の保護の重要性を認識し、その取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう適正な取扱いを図らなければならない。

10. 秘密の保持

受注者は、業務により知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後及び契約解除後も同様とする。

11. 注意事項

(1) 受注者は、業務の履行に当たって、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 発注者に報告すること。

エ 業務の履行について、暴力団等による不当介入を受けたことにより、工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注者と協議を行うこと。

(2) 受注者が、(1) イ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。

12. その他 本仕様書に記載のない事項については、発注者及び受注者双方が協議の上、決定するものとする。